

## 尖閣問題を巡って今、国民自身に問われていること

日本水難救済会（前 海上保安庁警備救難監）

向田 昌幸

尖閣諸島の領有権を巡り、尖閣諸島を「核心的利益」と位置付けてその“奪還”を標榜する中国が、このところ政府に所属する船舶や航空機をしてわが国の領域を侵犯するなど、形振り構わず攻勢を一段とエスカレートさせている。

そんな中国に対し、我が国の方は、国益上、尖閣諸島をどう位置付け、どのくらいの意気込みで、どのように守ろうとしているのだろうか。わが国にとって尖閣諸島は、単に「東シナ海の西の果てに浮かぶ小さな無人島に過ぎない」のだろうか。それとも、単純で感情的な領土ナショナリズムに燃えて「中国にみすみす奪われるのは我慢ならない」というだけのことなのだろうか。そのような評価や理由をバックに尖閣諸島を守ろうとするようでは、とても中国に太刀打ちできそうもない。そもそも、そんな基軸さえ定まっていない状態のままで、尖閣諸島を守るために、防衛出動が発令されることはあるのだろうか？そして、もしあるとすれば、具体的には一体どんな事態を想定しているのだろうか？それで、手遅れにならず、適時適切な対処ができるのであろうか？そんな疑問が次々に湧いてくる。それなのに、国民の中には、海上警備行動を発令し、あるいは領域警備法（仮称）を整備して平時において海上自衛隊が領海警備を実施できるようにしてはどうか、といった無責任な声も聞こえてくる。

改めて申すまでもなく、あくまでも警察活動・法執行活動の法的枠内で尖閣諸島を有効に管理支配していくことができる状況下において、海上保安庁の現有するマンパワーや装備では適時適切に対処できないと認められるような特別の事情が生じた場合に自衛隊を例外的に運用して対処するために発令されるというのが海上警備行動の本来の考え方のはずである。しかし、尖閣諸島を守るに当たり、中国側による現下の攻勢に対し、現場における海上保安庁や警察の警察活動・法執行活動ではすでに有効かつ適切

な対応が困難になろうとしている。去る12月13日の中国機による領空侵犯に対しても、例えレーダー網で探知できていたとしても、わが国の現行法制の下では、領海侵犯を繰り返す中国公船への対処と同様、警告以上の措置を執ることが出来ないのが実情である。しかも、今後の中国側の出方次第では、わが国に対する本格的な侵略行為が認定されて防衛出動が発令されるまでの段階において、海上保安庁や警察の警察活動・法執行活動による対処では適当ではないと認められるような不測の事態がまさに近い将来に勃発しないとも限らないといった緊張が続いているのである。そんなときに、現行の国内法制のままで、自衛隊に一体何を期待することができるのだろうか？

私は、海洋安全保障シンポジウムの席上、自衛隊の個別事案対処行動（仮称）の検討を提案した。それは、例えば、2004年11月の中国海軍所属の漢級原子力潜水艦が先島諸島周辺の本邦領海を潜行したまま侵犯した事件のように、平時において、外国政府の意思によりわが国の主権が侵害されるような個別の突発事案に対し、海上保安庁をはじめとする警察機関の法執行による対処ではなく、自衛隊本来の機能を発揮して対処することが現行憲法の謳う専守防衛の原則を維持しながらでも可能なのではないかという考えによるものである。

また、集団的自衛権の解釈運用についても、おおよそ同盟国といえば、わが国との運命共同体ではないのかと考えるが故に、同盟国たる外国とそうでない外国に対するわが国の自衛権行使が同列に論じられていることに違和感を払拭できない。そもそもこの問題も、国民自身がどうすべきかを決断すれば決着がつくはずの問題である。そろそろ不毛の議論に終止符を打つべきである。

いずれにせよ、米国は日本の煮え切らぬ姿勢にイライラしながらも、台湾はもとより、沖縄も尖閣も米独自の戦略において死守しようとするだろう。日本国民はそれに甘えてはならない。日本国民は、まるで他人事のように政府の政治・外交姿勢を批判することに終始するのではなく、米国の思惑がどうであれ、先ず以て自ら主体性を持って、尖閣諸島を国益上どう評価し、どう守って行くつもりなのかを決断すべきである。そのうえで、責任を持って国民の負託にしっかりと応えてくれるような政治家に尖閣問題を委ねるようにしていくことが今のわが国に求められていることではないだろうか。